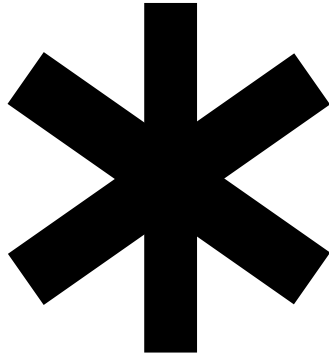


令和5年度

十日町市水防計画



新潟県水防標識等に関する規則において定める
水防管理団体が掲げる標旗における水防標識

十日町市防災会議

目 次

第1章	総 則	
第1節	目的	1
第2節	水防事務の処理	1
第2章	水防本部の設置及び組織事務分担	
第1節	水防組織	1
第2節	組織構成及び事務分担	1
第3章	水防態勢	4
第4章	水防警報等計画	
第1節	管内の水防警報及び水防情報を行う河川及び水防警報発表者	4
第2節	水防警報及び水防情報の対象とする水位観測所	5
第3節	水防警報及び水防情報の段階と範囲	5
第4節	水防警報等伝達系統	7
第5章	水防巡視等	
第1節	水防巡視	8
第2節	水防信号	9
第6章	水防活動等	
第1節	消防団の活動	9
第2節	消防団・分団の水防受け持ち区域	9
第3節	現場本部	9
第4節	消防団・分団の出動	9
第5節	決壊時の措置	10
第6節	費用負担と公用負担	11
第7節	協力・応援	12
第8節	水防報告	12
第9節	通信・連絡	13
第10節	輸送の確保	14
第7章	水防資材	
第1節	水防資材の備蓄	14
第2節	水防資材の配備及び調達	15
第8章	水防訓練実施計画	
第1節	訓練計画	15

十日町市水防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定により、新潟県知事から指定（昭和30年度指定）された指定水防管理団体たる十日町市が、同法第33条第1項の規定に基づき、新潟県水防計画に応じた水防計画を定めることを目的とするとともに、十日町市の地域にかかる河川の洪水等の水災に対処し、その被災を軽減することを目的とする。

第2節 水防事務の処理

洪水等に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため法第16条の3による水防警報の通知等を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第2章 水防本部の設置及び組織事務分担

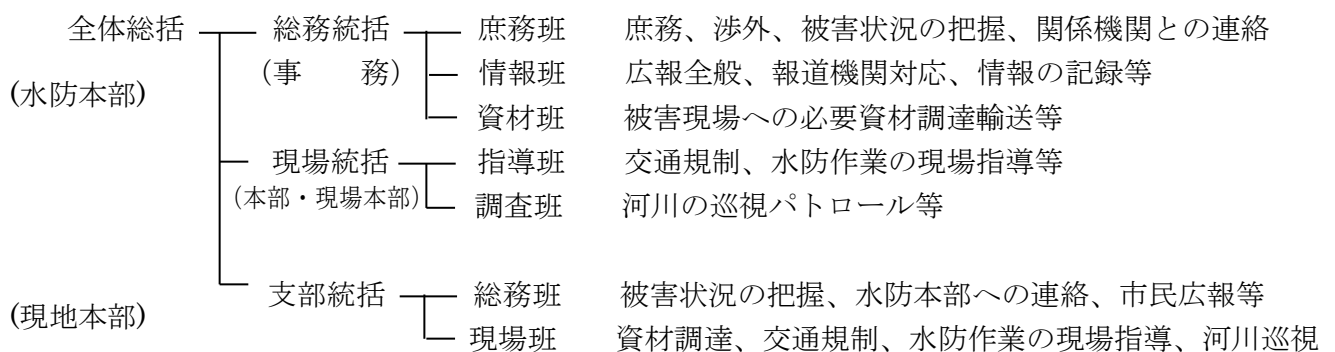
第1節 水防組織

水防管理者（市長）は、水防活動の必要があると認めるときから洪水等のおそれなくなったと認められるときまで、市役所本庁に十日町市水防本部（以下「水防本部」という。）、各支所に現地水防本部（以下「現地本部」という。）を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、十日町市災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合し、現地災害対策本部が設置された場合は、現地本部は現地災害対策本部に統合されるものとする。

第2節 組織構成及び事務分担

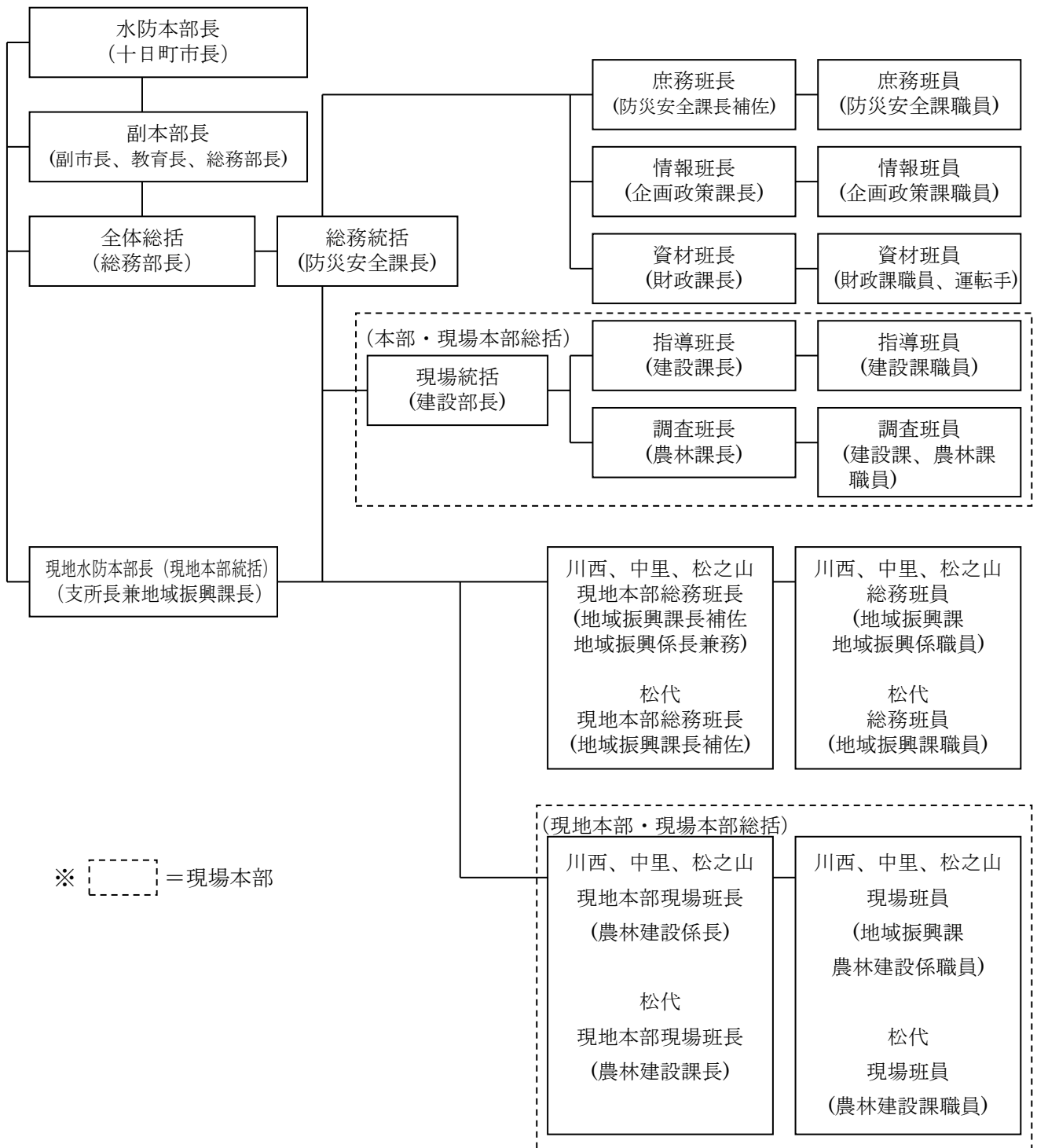
水防本部の事務局は防災安全課、現地本部の事務局は各支所の地域振興課に置く。水防本部の組織は次のとおりとし、消防本部が設置する水防警防本部及び消防団と綿密な連携をもって活動する。

(1) 組織図（水防本部）



※本部及び現地本部は、それぞれ必要に応じて相互応援を行うものとする。

(2) 構成



付 記 現地本部は、必要に応じて本部に人員の派遣を要請する。
 水防本部（現地本部）に属さない各課等においては、本部会議（現地本部会議）の
 決定に基づき体制を整備し、必要な対策に当たる。

(3) 本部会議

災害予防及び災害応急対策の実施その他の重要事項について審議し、その方針を決定する。
(支所水防支部についても、支部会議を組織する。)

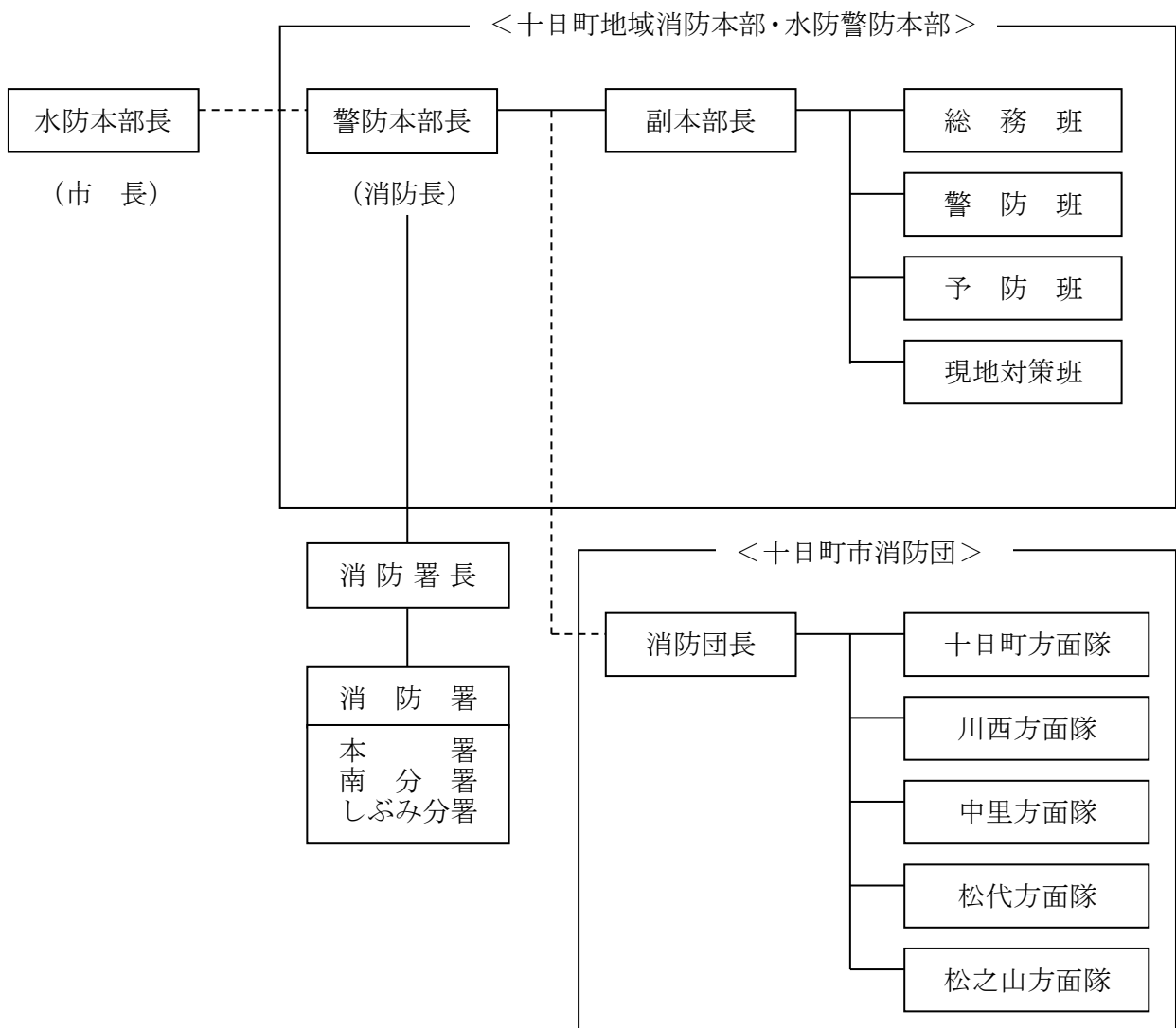
ア 水防本部会議構成員（本庁）

本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、総務部長）、市民福祉部長、産業観光部長、建設部長、環境エネルギー部長、教育文化部長、上下水道局長、十日町地域広域事務組合消防長、その他本部長が指名する者。

イ 水防支部会議構成員（支所）

水防支部長（支所長兼地域振興課長）、農林建設課長、地域振興課長補佐、公民館副館長

(4) 十日町地域消防本部・水防警防本部・消防団



第3章 水防態勢

事務分担する係員等は、次の区分により水防本部又は現地本部の業務開始の指令を受けたときは直ちに本部又は支部に参集し、洪水等のおそれなくなったと認められるときまで、水防本部長（市長）の指揮を受けるものとする。

第1 配備態勢

市は、洪水に関係ある気象等の注意報が発表され、洪水の危険が予想されるときからこれら事態のおそれなくなったと認められるときまで、防災安全課（支所：地域振興課）及び建設課（支所：地域振興課、農林建設課）による水防当番員を配置し、情報連絡その他に従事させる。

なお、状況によっては、第2 配備態勢に必要な要員を即時招集できる態勢を確立しておく。

第2 配備態勢

市は、原則として気象等の警報が発表され洪水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれなくなったと認められるときまで、前章第1 節の水防本部及び現地本部を設置し、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整えるものとする。

なお、事態の推移によっては、第3 配備態勢に移行できる態勢を確立しておく。

第3 配備態勢

既に相当の被害が発生し、重大な災害のおそれがある場合及び十日町市災害対策本部及び現地災害対策本部が設置されたときは水防本部及び現地本部にかかる機関の職員全員で水防対策にあたる。

第4章 水防警報等計画

第1 節 管内の水防警報及び水防情報の提供を行う河川及び発表者

1 法第16 条の規定により国土交通大臣が水防警報を行う河川（信濃川中流）

河川名	区 域	発 表 者
信濃川中流 (幹川)	左岸 新潟県十日町市宮中地先の宮中堰堤から新潟県燕市大川津字辰新野手川欠跡 1062 番地の6 まで 右岸 新潟県十日町市小原地先の宮中堰堤から新潟県長岡市中条新田字丸山 1546 番地の2 まで	信濃川河川 事務所長
信濃川中流 (派川大河津分水路)	左岸 信濃川からの分岐点 右岸 信濃川からの分岐点 } から海まで	信濃川河川 事務所長

2 法第16 条の規定により新潟県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発 表 者
信濃川	左岸 長野県界から十日町市宮中堰堤まで 右岸 長野県界から十日町市宮中堰堤まで	十日町地域 振興局長

第2節 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所

1 指定水位観測所（水防警報）

（国土交通大臣所管）

河川名	観測所名	地名		水防団 (消防団) 待機水位 (通報水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 (特別警戒水位) m	堤防高 m
信濃川	十日町(姿)	十日町市	新宮乙	142.00	142.50	145.00	145.30	149.06

（新潟県知事所管）

河川名	観測所名	地名			水防団 (消防団) 待機水位 (通報水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位※ m	はん濫 危険水位 (特別警戒水位) m	堤防高 m
		郡	町	大字					
信濃川	割野	中魚沼	津南	下船渡	203.35	203.90	204.58	204.95	208.93

2 その他水位観測所

（県所管・指定水位観測所以外）

河川名	観測所名	地名			水防団(消防団) 待機水位 m	はん濫注意水位 m
		郡市	町村	大字		
清津川	小出	十日町市		小出	—	—
城川	阿寺	〃		奈良立	—	—
中津川	清水川原	中魚沼郡	津南町	秋成	—	—
信濃川	宮野原	〃	〃	上郷寺石	—	—

第3節 水防警報及び水防情報の段階と範囲

1 水防警報及び水防情報の段階

第1段階（準備）水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備等を通知するもの

第2段階（出動）水防機関が出動する必要がある旨通知するもの

第3段階（状況）洪水の状況等水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの

第4段階（解除）水防活動の終了を通知するもの

（資料 7、14）

2 対象量水標の水防警報及び水防情報範囲

（国土交通大臣所管）

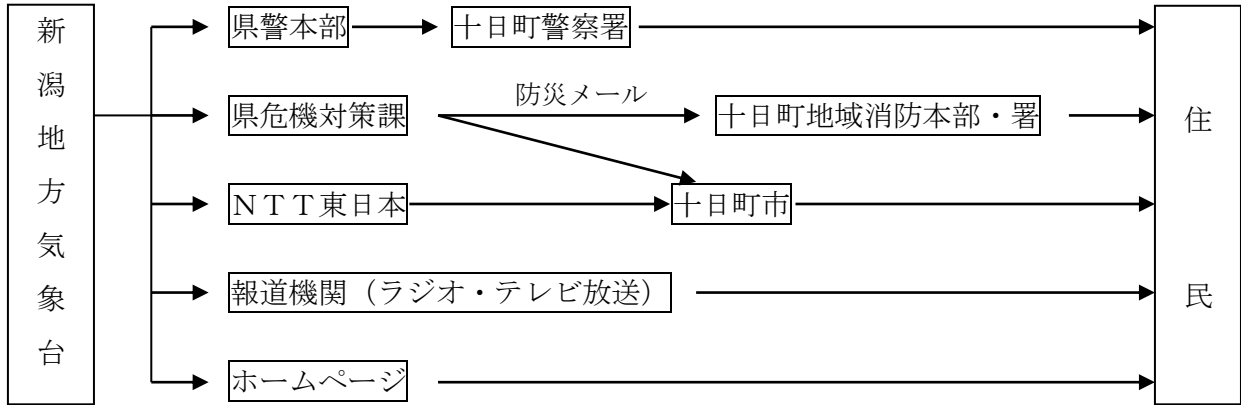
河川名	量水標名	準備	出動	状況	解除
信濃川	十日町(姿)	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量等河川の状況により水位がはん濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位がはん濫注意水位以下に復したとき又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。

(県知事所管)

河川名	量水標名	準備	出動	状況	解除
信濃川	割野	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量等河川の状況により水位がはん濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位がはん濫注意水位以下に復したとき又ははん濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき。

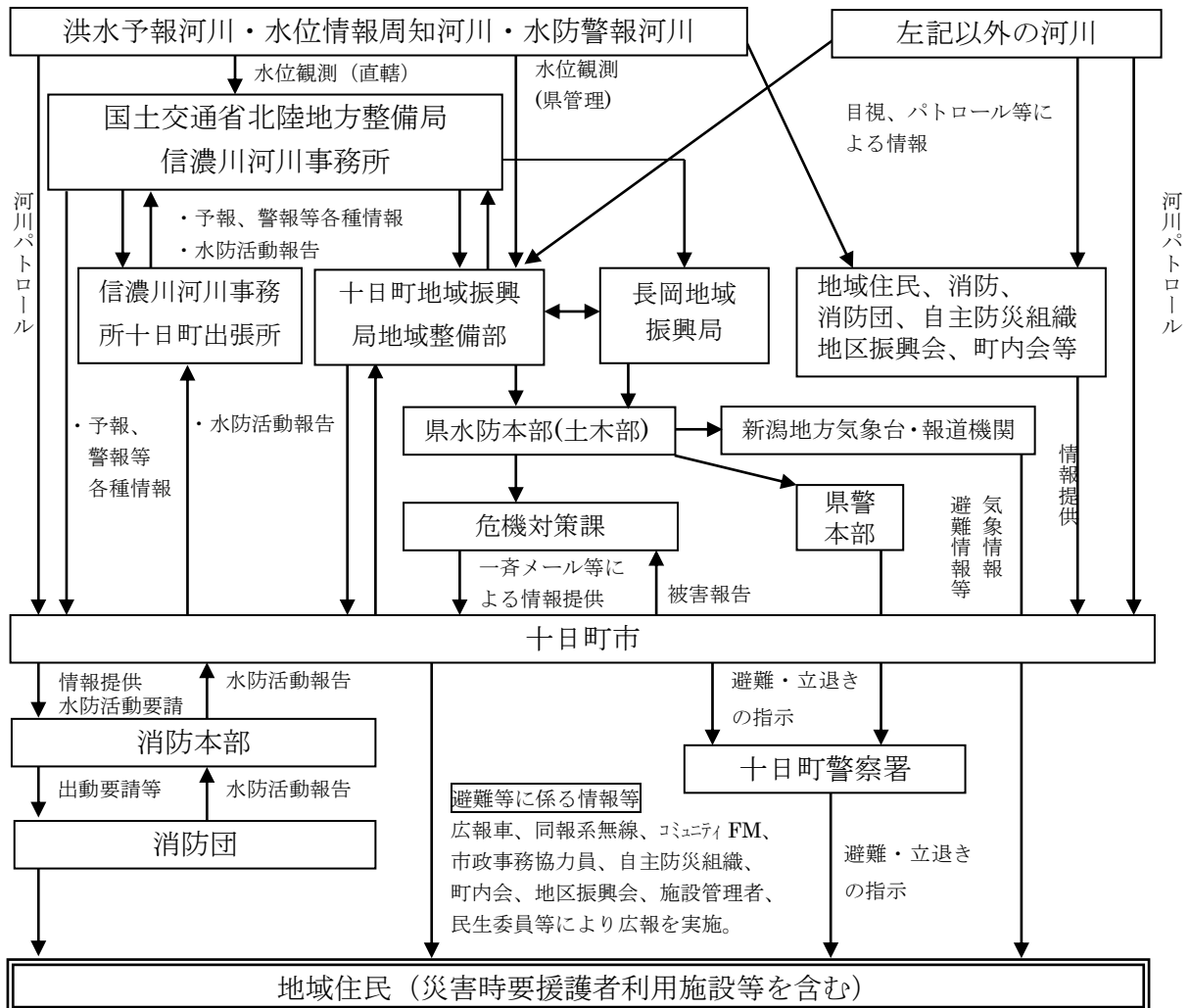
第4節 水防警報等伝達系統

1 気象警報等の伝達系統



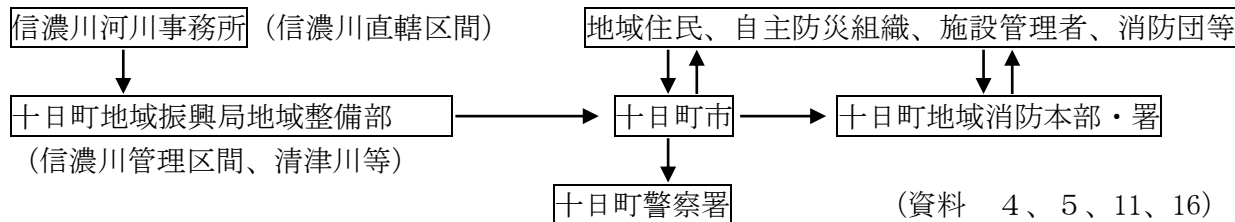
(資料 6)

2 水防警報及び水防情報の伝達系統



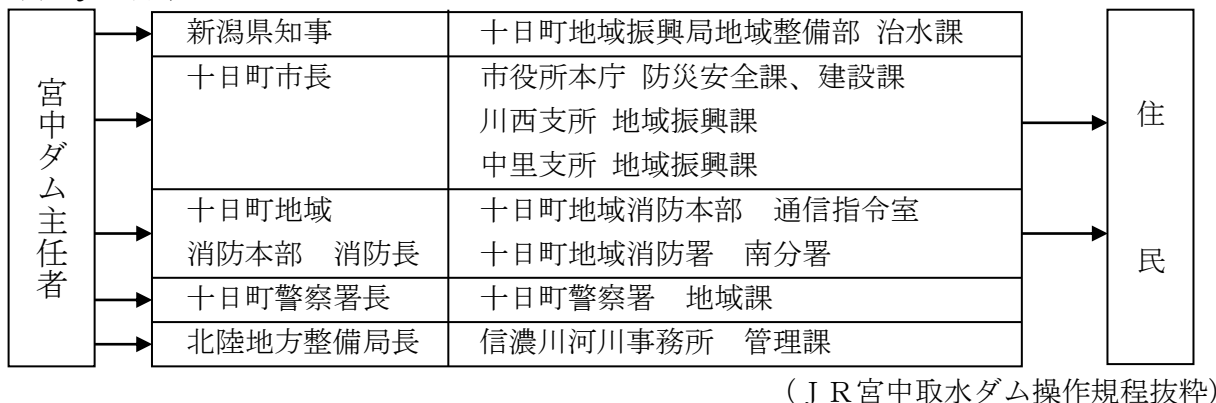
(資料 1、5、7、14)

3 水位の通報系統

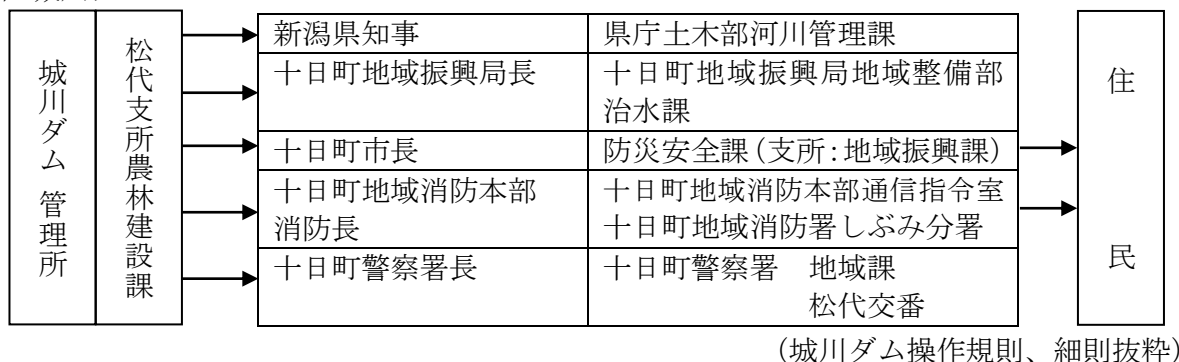


4 ダムの通報系統

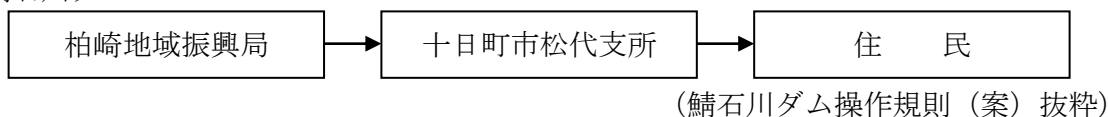
(1) J R 宮中ダム



(2) 城川ダム



(3) 鯖石川ダム



第5章 水防巡視等

第1節 水防巡視

水防本部長（市長）は、信濃川の水防警報等の通知を受けたとき又はそれ以外の河川においてははん濫等の危険が予想されるときは直ちに管理者名で警防本部長（消防長）に対しその旨を通知し、河川及び水門等の巡視にあたるよう指示するものとする。

また、信濃川の水位が水防団（消防団）待機水位若しくははん濫注意水位に達した場合又はそ

れ以外の河川においてははん濫等のおそれのあるときは、直ちに消防本部に通知するとともに次節に定める「水防信号」により周知させ、さらに必要な消防職員及び消防団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

第2節 水防信号

水防信号は、新潟県水防標識等に関する規則（昭和24年新潟県規則第54号）の規定に基づいて行うものとする。（資料 2）

第6章 水防活動等

第1節 消防団の活動

洪水等に際し、水害を警戒し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、信濃川にあっては水防法第16条の3の規定による水防警報等を受けたとき及びその他の河川にあっては洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、この計画に基づいて活動するものとする。

第2節 消防団・分団の水防受持ち区域

各分団の水防受持ち区域は、十日町地域広域事務組合消防団規則で定めるところによるものとする。ただし、消防団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができるものとする。（資料 4、5）

第3節 現場本部

水防活動が実施される状況にある場合、水防本部長又は現地本部長は、水防作業現場に現場本部を設置し、水防活動実施の指揮監督、水防本部（現地本部）との連絡、現場における関係機関との連絡調整にあたらせる。また、関係機関は、現場本部に担当者を派遣するものとする。

第4節 消防団・分団の出動

1 水防管理者（市長）が警防本部長（消防長）、消防団（消防本部を經由）、水防協力団体を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- (3) 水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合
- (4) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

2 消防団に対する非常配備

水防管理者（市長）は、次に定めるところにより非常配備の指示を行うものとする。

(1) 待機

水防団（消防団）待機水位に達したか、水防に関係のある気象の注意報が発せられかつ警報が発せられるような状況の場合に発する。

待機の指令が発せられたときは、消防団員は直ちに次の段階に速やかに移行できるよう態勢を整備しておくものとする。

(2) 準備

河川水位がなお上昇し、信濃川にあつては、はん濫注意水位を超えるおそれがある場合、それ以外の河川にあつては、はん濫等のおそれがある場合に発する。

準備の指令が発せられたときは、消防団員は所定の場所に集合し、資機材の整備点検等及び、ダム、樋門、ため池、堤防等の水防上重要な工作物や住家のある箇所を巡視及び点検にあたる。

(3) 出動

信濃川の水位がはん濫注意水位以上に上昇又はそれ以外の河川において氾濫のおそれがあり、出動の必要を認めたときに発する。

出動の指令が発せられたときは、消防団員の全員が所定の場所に集合し、警戒配備につく。

(資料 3、4、5、8、9)

3 巡視出動の連絡

水防管理者（市長）は、信濃川において次に掲げる行動又は作業をしたときは、直ちに十日町地域振興局長及び同地域整備部長に、また直轄河川にあつては、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長（十日町出張所長）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(水防法第9条、30条、31条)

(1) 堤防等を巡視して異常を発見したとき。

(2) 消防（消防団、水防協力団体を含む。）が出動したとき。

(3) 水防上の危険箇所等に水防作業を開始したとき。

4 水防解除

水防管理者（市長）は、水位の低下により水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを一般に知らせる。

第5節 決壊時の措置

1 決壊の通報及び措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者（市長）、警防本部長（消防長）及び消防団長は、直ちに、この状況を関係機関（国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長（十日町出張所長）、十日町地域振興局長、同地域整備部長、保線区長、十日町警察署長）及びはん濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報しなければならない。

(水防法第25条)

決壊後といえども水防管理者（市長）、警防本部長（消防長）、消防団長又は水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

(水防法第26条)

2 避難立ち退き

(1) 避難の指示

洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は必要と認める区域の自主防災組織、地区振興会、町内会、警察、消防機関、災害時要援護者施設管理者等と協力し、居住者に対し、避難立ち退き又はその準備の指示をする。特に災害時要援護者（利用施設を含む。）に留意するものとする。

この場合、水防管理者（市長）は、この旨十日町警察署長に対して通知する。

(水防法第29条)

(2) 避難立ち退きの誘導等

避難立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、自主防災組織（地区振興会、町内会を含む。）、警察及び消防機関と協力して誘導する。

水防管理者（市長）は、十日町警察署及び消防本部と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

第6節 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体（市）が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。（法第41条、法第23条の第3項、第4項）

また、水防管理団体（市）の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。

（法第42条の第2項）

2 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、水防（消防）団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。（法第28条）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）、水防（消防）団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
身 分 氏 名	
上記の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者 又は水防（消防）団長 消防機関の長	氏 名 ㊟

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第	号		
	種類	員数	
	使用	収用	処分
令和	年	月	日
		水防管理者	氏名
		事務取扱者	氏名
			殿
			㊟
			㊟

(4) 損失補償

当該水防管理団体(市)は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条の第2項)

第7節 協力・応援

1 水防機関の協力等

(1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者(市長)は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められたものは、できる限りその求めに応じなければならない。(法第23条)

(2) 水防管理者(市長)は水防のため必要があると認めるときは、十日町警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。(法第22条)

(3) 水防管理者(市長)は、水防のため必要があるときは、社団法人新潟県建設業協会十日町支部をはじめ、各防災協定締結団体に協力を求める。(資料9)

2 自主防災組織等の協力

自主防災組織(地区振興会、町内会を含む。)と協力し、情報伝達、避難誘導、安否確認等を行うものとする。

第8節 水防報告

1 水防概況報告

水防管理者(市長)は、信濃川の洪水等により被害を生じた場合又は水防活動終了後2日以内に十日町地域振興局地域整備部を経由して県知事(県水防本部)にその概況を速報するものとする。また、直轄河川にあっては、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長(十日町出張所長を経由)に概況を速報する。

なお、特に水防資機材等の救護、次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合は、その旨併せて連絡するものとする。(資料 15)

2 水防活動実施報告

(1) 水防管理者（市長）は、信濃川において水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめ、資料 15 様式により十日町地域振興局地域整備部を經由して県知事（県水防本部）に直轄河川にあつては国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長（十日町出張所長を經由）に報告しなければならない。

各分団長は、水防活動終了後 2 日以内に水防活動実施報告書により消防本部を經由し、水防本部長に報告しなければならない。 (資料 15)

ア 水防実施河川名及び位置

イ 活動日時

ウ 活動人員（当該箇所の延人員）

エ 水防活動費用の内訳

オ その他必要事項

(2) 次の事項については報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じ報告する。

ア 天候の状況及び警戒中の水位観測表

イ 警戒出動及び解散命令の時刻

ウ 消防団及び消防職員の出動の時刻及び人数（消防本部確認及び整理）

エ 水防作業の状況

オ 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

カ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分

キ 水防法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所

ク 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所

ケ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者住所氏名とその理由

コ 自衛隊及び一般（(社)新潟県建設業協会十日町支部等）の応援の状況

サ 居住者出動の状況

シ 警察の補助状況

ス 現場指導官公吏氏名

セ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由

ソ 水防関係者の死傷

タ 殊勲者及びその功績

チ 今後の水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見

ツ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況

テ その他必要な事項

※年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約 35 万円）以上となると補助金が交付される予定のため、報告の正確性、交付の際に必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現場状況写真等）を整理しておく。

第 9 節 通信・連絡

1 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、新潟県防災行政無線、十日町市防災行政無線を主として使用し、無線施設のない所は、一般加入電話、携帯電話等によるほか、近距離の連絡確保のため通信の発着点、水防倉庫、水防作業現場等には伝令を配置するものとする。

2 非常通話の取扱い

非常事態において、NTT回線の通信が輻輳し、一般加入電話等からの即時通話ができないときでも、水防上緊急を要する場合は、法第27条及び電気通信事業法第8条の規定により「重要通信の確保」として優先的に利用することができる。(資料 10)

3 その他の通信施設の利用

専用電話及び一般加入電話等による通信が途絶又は著しく輻輳し、特に緊急を要する場合は、法第27条及び電波法第52条の規定による「非常無線通信」として、主に次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。

- (1) 警察通信施設
- (2) 水防通信施設
- (3) 新潟県関係通信施設
- (4) 消防通信施設
- (5) 電力通信施設
- (6) その他の通信施設 (資料 10)
 - ア 防災相互通信用無線局
 - イ アマチュア無線通信施設

第10節 輸送の確保

1 水防管理者(市長)は、管内の重要水防区域についてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成しておくものとする。

- (1) 付近略図に道路幅員、通路のわかる輸送網図
- (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2 水防管理者(市長)は、近距離輸送のためトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。(資料 13)

第7章 水防資材

第1節 水防資材の備蓄

平常時においては、資材の点検を定期的に行い、また、資材の備蓄に努め応急対策に万全を期するものとする。備蓄は、搬出区域の想定水防工法及び延長を考慮して行い、1棟当たりの基準は概ね次のとおりとし、使用後は直ちに補充するよう努めるものとする。

○水防倉庫備蓄資材基準(水防倉庫1棟当たり)

名称	杭木	布袋類	かます 吠	むしろ 蕙	鉄線	縄	ツルハシ
数量	60本	1,000枚	150枚	100枚	100kg	60kg	5丁
名称	スコップ	ナタ	鋸	ペンチ	掛矢	ビニール シート	
数量	30丁	5丁	5丁	5丁	10丁	50枚	

(資料 9、18)

第2節 水防資材の配備及び調達

異常降雨等により信濃川について水防警報が発せられたとき又は河川の水位が上昇しているときは、本部員、消防職員、消防団員は水防資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防活動に有効な位置に配備し使用するものとする。

また、現場統括及び現地本部現場班長（以下、「現場本部総括」という。）は、消防職員、消防団員と連携を図り、資材等が不足する場合は直ちにそれぞれ水防本部又は現地水防本部に、調達の要請をするものとする。

なお、各現場本部において、状況の急変等により水防本部又は現地水防本部に要請する暇がないときは、各現場本部総括は、災害時応援協定業者又は当該地域の業者等から調達するものとし、その後速やかに、それぞれ水防本部長又は現地水防本部長に報告するものとする。

（資料 9、18）

第8章 水防訓練実施計画

第1節 訓練計画

1 水防訓練

国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所（十日町出張所）の指導のもとに信濃川・魚野川水防連絡協議会（事務局：国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所）主催、沿岸水防管理団体（十日町市、津南町）主管で、次の訓練から選択し行う。（水防法第35条）

- (1) 改良積土のう
- (2) 木流し
- (3) 月の輪
- (4) ブロック投入

2 伝達通信訓練

国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所及び新潟県十日町地域振興局地域整備部と連携し、水防警報伝達通信訓練等を実施する。

3 その他必要な訓練

平成18年11月30日		十日町市防災会議	承認
平成19年2月26日	十振地第6-61号	新潟県十日町地域振興局長	承認
平成19年7月18日	十振地第6-12号	新潟県十日町地域振興局長	変更承認
平成20年7月24日	十振地第463号	新潟県十日町地域振興局長	変更承認
平成22年7月16日	十振地第500号	新潟県十日町地域振興局長	変更承認
平成23年7月19日	十振地第126号	新潟県十日町地域振興局長	変更承認